

横浜市踊場地区センター指定管理公募要項等に関する質問と回答

番号	資料名等	ページ・項目	質問内容（原文まま）	回答
1	公募要項	4ページ 7 応募に関する事項 (5)応募手続きについて ア 応募書類	提出する応募書類の文字のフォントには特に指定はありますでしょうか？	フォントについては、特に指定はございません。
2	公募要項	5ページ 7 応募に関する事項 (5)応募手続きについて ウ 公募要項等の配布	戸塚区役所ウェブサイトURLにて公募内容が掲載されていますが、横浜市ホームページにおいて、指定管理者制度の次期指定管理者募集情報のページで区所管施設の文教施設一覧に6/28現在、踊場地区センターの募集情報が掲載されていないようです。これは何か理由があるのでしょうか？	政策局共創推進課「次期指定管理者募集情報」のウェブサイトについては、各施設所管課の希望により掲載される情報です。当課においては、当課ウェブサイト上に掲載することでも周知が可能と判断したため、掲載しておりません。
3	公募要項	7ページ 8 審査及び選定に関する事項 (1)審査方法	面接審査のプレゼンテーションの傍聴について、応募団体の関係者も傍聴することが可能でしょうか？	プレゼンテーションについては、公開とするため、応募団体関係者でも傍聴可能です。 申し込み方法は、第2回委員会の開催案内とともに周知いたします。 なお、会場の規模により定員数を設けます。
4	公募要項	横浜市踊場地区センター指定 管理者選定の評価基準項目 4 運営の実施効果 (2)利用促進策	令和4年度の部屋別稼働状況をご教示ください。	別紙のとおり。
5	公募要項	横浜市踊場地区センター指定 管理者選定の評価基準項目 11 加減点項目 (1)市内中小企業等であるか	(1)市内中小企業であるかについて、応募団体は市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体かとあります。 同じく今年度指定管理更新を迎える神奈川区の白幡地区センターの評価基準項目、団体の資質・実績9-2の説明に、③地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体とあり、注意書きに次のア～ウの全ての条件を満たすこと ア 企業以外の団体（社会福祉法人、NPO法人、外郭団体、区民利用施設協会など）であること イ 当施設がある区に、団体の本部があること ウ 団体の役員が区内の住民の半数以上で構成されていることとあります。 このア～ウの条件は、踊場地区センターの公募要項には特に書いてありませんが、今回の戸塚区の踊場地区センターの指定管理者選定にも適用される条件となりますでしょうか、また適用されるなら、公益財団法人は例示には含まれていませんが、応募対象ではないのでしょうか？	本項目は市が設けた客観的な指標に基づき区が評価する項目となるため、戸塚区では公募要項の評価基準項目には明示しておりませんが、踊場地区センターの選定においても質問内容にお示しされた条件を適用します。 また、公益財団法人については、企業以外の団体に含まれます。 応募対象となるか否かは、公募要項の7応募に関する事項(3)応募団体の資格及び(4)欠格事項をご確認ください。

横浜市踊場地区センター指定管理公募要項等に関する質問と回答

番号	資料名等	ページ・項目	質問内容（原文まま）	回答
6	仕様書	3ページ 5 本業務の内容 (2)施設及び設備の維持管理に関すること	踊場地区センターはesco事業参加予定施設となりますでしょうか？ 参加予定施設の場合、令和6年度に工事になりますでしょうか？	現在公募中の「スポーツセンター等LED化ESCO事業」に、踊場地区センターは含まれています。今回の事業スケジュールでは令和6年度中の工事予定となっています。
7	仕様書	8ページ 9 業務を実施するにあたっての注意事項 (2)横浜市施策への協力、関連施設・機関等との連携	戸塚区が踊場地区センターに委託、又は場所を借りて行っている事業は、何がありますでしょうか？	委託事業はございません。 場所借りにより実施した事業は次のとおりです。 ・戸塚区遊び場しゃべり場ほっとタイム プレイルーム(こども家庭支援課・毎年度) ・0歳からの絵本に親しむ講座 小中会議室(地域振興課、戸塚図書館・令和4年度)
8	仕様書	8ページ 9 業務を実施するにあたっての注意事項 (2)横浜市施策への協力、関連施設・機関等との連携 イ 他の区民利用施設と連携した事業を展開すること	応募説明会にて、「他の区民利用施設との連携」について、区民利用施設に限定せず他の施設とする説明があり、第1回選考委員会議事録でも「公の施設に限らず、課題の性質に応じて、種類や立地を問わず様々な施設との連携を期待する」とあります。 戸塚区・泉区エリアの私ども法人施設、および連携・協働関係にある諸施設等、今後踊場地区センターのよりよい運営に向け連携可能な施設は、近隣でない施設も含めすべて掲載可能ということでしょうか？	区内外の区民利用施設を含めた公の施設のほか、近隣ではない民間施設や団体などでも、踊場地区センターのよりよい運営や課題解決に向けた連携のご提案は可能です。
9	仕様書	4ページ (3)個人情報保護、守秘義務及び業務に関する情報の公開に関すること ア	指定管理者は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。」とされています。同特記事項第2条第4項では、「受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により委託者に報告しなければならない。」とされています。 そこで、第1号様式は、指定管理者応募時に提出するのではなく、指定管理者として、選定された事業者が業務開始前に提出すべきものと考えますが、このような理解でいいか、ご教示ください。	お見込みの通り、選定された事業者が業務開始前に区に提出します。「個人情報取扱特記事項」第2条第4項に定める、安全管理措置報告書(第1号様式)は、指定後に区から指定管理者へ提出を求めます。
10	その他	応募団体説明会での説明事項等に関する疑義	説明会では、8月22日に実施される面接・審査において、プロジェクターの使用を可能とするともに、「提案内容と大きく異なる範囲で、資料の配布を行うことも可能」との説明がありました。この点について、疑義がありますので、ご教示ください。 ① 資料の配布は、公募要項(6)留意事項 ウ応募内容変更・追加の禁止に定める「書類の追加」に当たる行為ではないかと考えます。そこで、「資料の配布」を可能とする方針は、今後も継続されるお考えなのか、ご教示ください。 (仮に、継続するお考えがなければ、以下の質問に対する回答は不要です。) ② 資料の配布は、プロジェクターに映し出したパワーポイント資料を印刷したものに限定されると考えますが、これでよいか、ご教示ください。 ③ 作成した資料は、事業者のノウハウ情報も含まれるものであるため、配布対象は、選定委員及び事務局担当者に限定されると考えますが、このような考えでよいか、ご教示ください。	プレゼンテーション用に資料を用意し、当該資料を印刷したものを配布することは可能です。ただし、応募書類と大きく離れた内容にならないようご注意ください。 なお、資料の配布対象は選定委員及び事務局のみとなり、選定委員会終了後は事務局にて回収いたします。

踊場地区センター部屋別稼働状況			
室名	利用可能コマ数	利用コマ数	稼働率
体育室A	1314	1277	97%
体育室B	1314	1259	96%
体育室C	1314	1275	97%
工芸室	1314	659	50%
和室	1314	308	23%
音楽室	1314	828	63%
中会議室	1314	570	43%
小会議室	1314	744	57%
料理室	2004	227	11%